

2 場合においては、機構は、その価額の限度において給付金等を支給する義務を免れる。

国又は製造業者等が国家賠償法（昭和二十二年法律第二百一十五号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、機構がこの法律による給付金等を支給したときは、同一の事由については、国又は製造業者等は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。
(非課税)

第十二条 租税その他の公課は、給付金等を標準として、課することができない。
(不正利得の徴収)

第十三条 偽りその他不正の手段により給付金等の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
(特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金)

第十四条 機構は、給付金等の支給及びこれに附帯する業務（以下「給付金支給等業務」という。）に要する費用（給付金支給等業務の執行に要する費用を含む。以下同じ。）に充てるため、特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金（次項において「基金」という。）を設ける。

2 基金は、次条の規定により交付された資金及び第十七条第一項の規定により納付された拠出金をもつて充てるものとする。
(交付金)

第十五条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、給付金支給等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。
(厚生労働大臣と製造業者等との協議)

第十六条 厚生労働大臣は、給付金支給等業務に要する費用の負担の方法及び割合について、製造業者等と協議の上、その同意を得て、あらかじめ基準を定めるものとする。

(拠出金)

第十七条 機構は、給付金等を支給したときは、給付金支給等業務に要する費用に充てるため、当該支給について特定C型肝炎ウイルス感染者が投与を受けたものとされた特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤に係る製造業者等に、前条の基準に基づき、拠出金の拠出を求めるものとする。

第十八条 この法律に定めるもののほか、給付金等の支給の請求の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、厚生労働省令で定める。
附 則
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。
(特定ファイブリノゲン製剤等の納入医療機関の公表等)
第二条 政府は、特定ファイブリノゲン製剤又は特定期血凝固第IX因子製剤が納入された医療機関の名称等を公表すること等により、医療機関による当該製剤の投与を受けた者の確認を促進し、当該製剤の投与を受けた者に肝炎ウイルス検査を受けることを勧奨するよう努めることも、給付金等の請求手続、請求期限等のこの法律の内容について国民に周知を図るものとする。
(給付金等の請求期限の検討)
第三条 給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。
(C型肝炎ウイルスの感染被害者に対する支援等)
第四条 政府は、C型肝炎ウイルスの感染被害者が安心して暮らせるよう、肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療に係る研究の推進等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
附 則 (平成二四年九月一四日法律第九号)
この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)
この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二九年一月十五日法律第八五号)
この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八号)
(厚生労働省令への委任)
第一項 この法律は、前項の規定により拠出金の拠出を求められたときは、機構に対し拠出金を納付するものとする。
製造業者等は、前項の規定により拠出金の拠出を求められたときは、機構に対し拠出金を納付するものとする。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五条）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定（公布の日）

（政令への委任）
第二百一十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年一二月一六日法律第一〇三号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 特定C型肝炎ウイルス感染者（特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下この項において「法」という。）第二条第三項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者をいう。以下この項において同じ。）でこの法律による改正後の法第六条第一号ロに該当するものについては、この法律の施行前に既に法第三条第一項の規定による給付金が支給された場合においても、同項の規定に基づき、その特定C型肝炎ウイルス感染者の相続人に対し、給付金を支給する。この場合には、当該給付金の額は、同号に定める額からこの法律の施行前に既に支給された同項の規定による給付金の額を控除した額とする。